

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月1日

【会社名】 株式会社イントランス

【英訳名】 INTRANCE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱谷 雄二

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 (03)6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務課課長 安藤 智隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目16番5号

【電話番号】 (03)6803-8100 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務課課長 安藤 智隆

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】	(第4回新株予約権)
	その他の者に対する割当 0円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
	80,400,000円
	(第5回新株予約権)
	その他の者に対する割当 1,800,000円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
	226,800,000円
	(注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。
	2. 第4回新株予約権はストックオプションとして発行することから無償で発行するものといたします。
	3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月11日付で提出した有価証券届出書及び2019年9月13日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が、2019年9月30日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

1 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2)新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

2 新規発行による手取金の使途

(1)新規発行による手取金の額

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて
2. 臨時報告書の提出について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本第4回新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値(取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p>ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。</p>
----------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、134円とする。</p> <p>ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。</p>
----------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>75,000,000円</p> <p>(注)上記金額は、本届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額である。ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	80,400,000円 (注)ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
---------------------------------	---

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
301,800,000	11,000,000	290,800,000

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額([発行価額総額]円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額([行使価額総額]円)を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第4回新株予約権	0円	75,000,000円
第5回新株予約権	1,800,000円	225,000,000円
合計	1,800,000円	300,000,000円

なお、第4回新株予約権の払込金額の総額(新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額)は、本届出書提出時の時価を基礎として算出した見込額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 第4回新株予約権及び第5回新株予約権(以下「本新株予約権」と総称します。)の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
307,200,000	11,000,000	296,200,000

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額(1,800,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(305,400,000円)を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額	行使に際して払い込まれる金額の合計額
第4回新株予約権	0円	80,400,000円
第5回新株予約権	1,800,000円	225,000,000円
合計	1,800,000円	305,400,000円

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額は、新株予約権の価額算定費用、インセンティブ制度・人事評価制度設計に係るコンサルティング費用等の合計額であります。
- 第4回新株予約権及び第5回新株予約権(以下「本新株予約権」と総称します。)の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期)及び四半期報告書(第22期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2019年9月11日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期)及び四半期報告書(第22期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年10月1日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

(訂正前)

後記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書の提出日(2019年6月21日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(訂正後)

後記「第四部 組込情報」の第21期有価証券報告書の提出日(2019年6月21日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。